

○国土交通省告示第四百号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十八条の二の二の三第一項の表第一号下欄4及び5、同項の表第二号下欄4及び5、同項の表第三号下欄4及び5、第二項並びに第三項、第七十八条の二の二の四第三号、第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄4及び5、同項の表第二号下欄4及び5、同項の表第三号下欄4及び5、第二項並びに第三項並びに第七十八条の二の二の六第三号の規定に基づき、特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示

- 1 船員法施行規則（以下「規則」という。）第七十八条の二の二の三第一項の表第一号下欄4及び5、同項の表第二号下欄4及び5、同項の表第三号下欄4及び5、第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄4及び5、同項の表第二号下欄4及び5並びに同項の表第三号下欄4及び5の告示で定める期間は、三年とする。

- 2 規則第七十八条の二の二の三第二項及び第七十八条の二の二の五第二項の告示で定める内容の基準は、次の表の第一欄に掲げる航行する区域、同表の第二欄に掲げる水温及び同表の第三欄に掲げ

る航行時間の区分に応じ、同表の第四欄に掲げるものとする。

<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>	<p>第四欄</p>
<p>一 平水区域の境界からその外側（瀬戸内（和歌山県田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関崎まで引いた線、福岡県門司崎から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域をいう。八の項において同じ。）を除く。以下「沿海区域以遠」という。）</p>	<p>航行する海域（船員法（昭和二十二年法和律第百号）第百十八条の五第一項の規定による特定教育訓練（以下「特定小型船舶に係る訓練」という。）を実施する場</p>	<p>航行時間が二時間を超えるもの</p>	<p>別表第一</p>

<p>三 沿海区域以遠（海岸から五海里以遠の海域を除く。）</p>	<p>二 沿海区域以遠（海岸から五海里以遠の海域に限る。）</p>	
<p>航行する海域の水温のうち最も低いもの</p>	<p>航行する海域の水温のうち最も低いものが十度以上十度未満</p>	<p>合にあつては、水域。以下同じ。）の水温のうち最も低いものが十度未満</p>
<p>航行時間が二時間を超えるもの</p>	<p>航行時間が二時間を超えるもの</p>	
<p>別表第二</p>		

<p>五 三の項の区域</p>	<p>四 二の項の区域</p>		
<p>航行する海域 の水温のうち 最も低いもの</p>	<p>航行する海域 の水温のうち 最も低いもの が十五度未満</p>	<p>航行する海域 の水温のうち 最も低いもの が十五度以上</p>	<p>が十度以上十 五度未満</p>
<p>航行時間が二 時間を超える もの</p>	<p>航行時間が二 時間以内のも の</p>	<p>航行時間が二 時間を超える もの</p>	
<p>別表第三</p>			

<p>九 平水区域のみ</p>	<p>八 瀬戸内（平水区域の境界からその外側に限る。）</p>	<p>七 三の項の区域</p>	<p>六 二の項の区域</p>	
			<p>が十五度以上の水温のうち最も低いものが十五度以上</p>	<p>が十五度以上</p>
		<p>の 航行時間が二時間以内のもの</p>	<p>の 航行時間が二時間以内のもの</p>	
<p>別表第四</p>				

- 3 前項の規定にかかわらず、旅客事業用小型船舶（特定小型船舶に係る訓練を実施する場合にあつては、特定小型船舶。以下同じ。）の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について船員法第百十八条の四第一項又は第百十八条の五第一項の特定教育訓練（以下「訓練」という。）を実施する場合において、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、規則第七十八条の二の三第二項及び第七十八条の二の二の五第二項の告示で定める訓練の内容の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。
 - 一 その乗り組む船舶の航路の航海距離、航行する海域における海難の発生状況その他の事情を勘案して地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が適当と認めるとき 別表第一
 - 二 前項の表第四欄の基準をそのまま適用することが困難又は不相当であると地方運輸局長が認めるとき 地方運輸局長が指示するもの
- 4 規則第七十八条の二の三第二項及び第七十八条の二の二の五第二項の告示で定める訓練の法の基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 効果測定により訓練の終了の審査を行うものであること。
 - 二 訓練項目ごとの実施状況又は効果測定の結果に応じて再訓練を実施するものであること。
- 5 規則第七十八条の二の三第三項及び第七十八条の二の二の五第三項の告示で定める者は、別表第一に掲げる基準に適合する訓練又は別表第二に掲げる基準に適合する訓練を受ける者とする。

6 規則第七十八條の二の三第三項及び第七十八條の二の五第三項の告示で定める基準は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していることを確認するものであることとする。

一 別表第一に掲げる基準に適合する訓練を受ける者 その乗り組む船舶の航行する海域において、複数年にわたり、当該船舶が営業運航を予定している時季と同一の時季を通じて相当の回数、当該船舶に乗り組んだ経験又はこれと同等と地方運輸局長が認める乗り組んだ経験を有し、かつ、当該海域の特性に関して十分な知識を有していること

二 別表第二に掲げる基準に適合する訓練を受ける者 その乗り組む船舶の航行する海域において、当該船舶が営業運航を予定している時季と同一の時季を通じて相当の回数、当該船舶に乗り組んだ経験又はこれと同等と地方運輸局長が認める乗り組んだ経験を有し、かつ、当該海域の特性に関して十分な知識を有していること

7 前項の規定にかかわらず、第五項に掲げる者について訓練を実施する場合において、前項の規定をそのまま適用することが困難又は不相当であると地方運輸局長が認めるときは、規則第七十八條の二の三第三項及び第七十八條の二の五第三項の告示で定める基準は、地方運輸局長が指示するものとする。

8 規則第七十八條の二の四第三号及び第七十八條の二の六第三号の告示で定める内容は、

次に掲げるものとする。

- 一 訓練を受けた者の職務に関する事項
- 二 訓練を行った者の氏名その他実施状況に関する事項

別表第一（第二項の表第一号、第二号関係）

訓練項目	訓練方法	時間数又は回数	
<p>船長（特定小型船舶に係る訓練を実施する場合にあつては、船長に相当する者。以下同じ。）</p>		<p>甲板部の職員又は部員（特定小型船舶に係る訓練を実施する場合には、甲板部の職員又は部員に相当</p>	<p>甲板部の職員及び部員（特定小型船舶に係る訓練を実施する場合には、甲板部の職員及</p>

<p>1 (学科)</p> <p>船舶の航行する海域の特性に関する事項</p> <p>一 航行する海域における気象及び海象（特定小型船舶に係る訓練を実施する場合にあっては、水象</p>	
<p>講義</p>	
<p>四十時間以上</p>	
<p>二十時間以上（第三項第六号を除く。ただし、同号の業務を行う場合については、この限りで</p>	<p>する者。以下同じ。）</p>
<p>五時間以上（第一項並びに第三項第一号、第五号及び第六号を除く。）</p>	<p>び部員に相当する者。以下同じ。）以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者</p>

。以下同じ。）並びに危

険箇所

二 航行する海域における

適用法令

2

輸送の安全の確保のため
の定め の 遵守 に関する 事項

運航基準

3

旅客の招集及び誘導、救命
胴衣の着用 の 支援 其他
の 非常 時 における 旅客 の 安
全 の 確保 に関する 事項

一 故障、火災、衝突、座

礁及び浸水時の対応並び

に手順

二 落水及び傷病対応

三 避難及び避難先の判断

ない。）

-
- 四 航行経路からの離脱の判断
 - 五 避難先での出入港作業
 - 六 避難先での離着棧
 - 七 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用方法
(実技)
 - 4 輸送の安全の確保のための定め
の遵守に関する事項
運航可否判断
 - 5 発航前の検査に関する事項
発航前検査
 - 6 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項
-

実船実水訓練

-
- 六十回以上。
ただし、第七項第三号から第五号までに
ついては一回以上
 - 十五回以上（第四項、第六項第二号及び第七項第四号を除く。ただし、第六項第二号及び第七項第四号の業務を行う場合については、
 - 一回以上（第四項から第六項まで及び第七項第一号から第四号までを除く。）
-

<p> 一 出入港作業 二 離着棧及び操船 三 見張り、航海計器操作及び業務連絡 7 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用 of 支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 一 避難及び避難先の判断 二 航行経路からの離脱の判断 三 避難先での出入港作業 四 避難先での離着棧 五 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用方法 </p>			<p>この限りでない。ただし、第七項第三号及び第五号については一回以上</p>

別表第二（第二項の表第三号、第四号関係）

<p>1 （学科） 船舶の航行する海域の特性に関する事項 一 航行する海域における</p>	<p>訓練項目</p>	<p>訓練方法</p>	
<p>講義</p>	<p>船長</p>	<p>時間数又は回数</p>	
<p>四十時間以上</p>	<p>甲板部の職員 又は部員</p>		
<p>二十時間以上 （第三項第六号を除く。ただし、同号の</p>	<p>船長、甲板部の職員及び部員以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者</p>		

-
- 気象及び海象並びに危険箇所
 - 二 航行する海域における適用法令
 - 2 輸送の安全の確保のための定めに関する事項
運航基準
 - 3 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
 - 一 故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順
 - 二 落水及び傷病対応
 - 三 避難及び避難先の判断
-

業務を行う場合については、この限りでない。）

第六号を除く

-
- 四 航行経路からの離脱の判断
 - 五 避難先での出入港作業
 - 六 避難先での離着棧
 - 七 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用法
(実技)
 - 四 輸送の安全の確保のための定め
の遵守に関する事項
運航可否判断
 - 五 発航前の検査に関する事項
発航前検査
 - 六 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項
-

実船実水訓練

-
- 三十回以上。
ただし、第七項第三号から第五号までに
ついては一回以上
 - 十五回以上（第四項、第六項第二号及び第七項第四号を除く。ただし、第六項第二号及び第七項第四号の業務を行う場合については、
 - 一回以上（第四項から第六項まで及び第七項第一号から第四号までを除く。）
-

<p> 一 出入港作業 二 離着棧及び操船 三 見張り、航海計器操作及び業務連絡 7 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用 of 支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 一 避難及び避難先の判断 二 航行経路からの離脱の判断 三 避難先での出入港作業 四 避難先での離着棧 五 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用方法 </p>			<p>この限りでない。ただし、第七項第三号及び第五号については一回以上</p>	
--	--	--	---	--

別表第三（第二項の表第五号―第八号関係）

<p>1 （学科） 船舶の航行する海域の特性に関する事項 一 航行する海域における</p>	<p>訓練項目</p>	<p>訓練方法</p>	
<p>講義</p>	<p>訓練方法</p>	<p>時間数又は回数</p>	
<p>四十時間以上</p>	<p>船長</p>	<p>時間数又は回数</p>	
<p>二十時間以上 （第三項第六号を除く。ただし、同号の</p>	<p>甲板部の職員又は部員</p>	<p>船長、甲板部の職員及び部員以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者</p>	
<p>五時間以上（第一項並びに第三項第一号、第五号及び</p>	<p>船長、甲板部の職員及び部員以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者</p>	<p>時間数又は回数</p>	

-
- 気象及び海象並びに危険箇所
 - 二 航行する海域における適用法令
 - 2 輸送の安全の確保のための定めへの遵守に関する事項
運航基準
 - 3 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用への支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
 - 一 故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順
 - 二 落水及び傷病対応
 - 三 避難及び避難先の判断
-

業務を行う場合については、この限りでない。）

第六号を除く。）

-
- 四 航行経路からの離脱の判断
 - 五 避難先での出入港作業
 - 六 避難先での離着棧
 - 七 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用法
(実技)
 - 4 輸送の安全の確保のための定め
の遵守に関する事項
運航可否判断
 - 5 発航前の検査に関する事項
発航前検査
 - 6 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項
-

実船実水訓練

<ul style="list-style-type: none"> 第三十回以上。 ただし、第七項第三号から第五号までに ついては一回以上 	<ul style="list-style-type: none"> 十五回以上（第四項、第六項第二号及び第七項第四号を除く。ただし、第六項第二号及び第七項第四号の業務を行う場合については、 	<ul style="list-style-type: none"> 一回以上（第四項から第六項まで及び第七項第一号から第四号までを除く。）
--	--	---

<p> 一 出入港作業 二 離着棧及び操船 三 見張り、航海計器操作及び業務連絡 7 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用 of 支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 一 避難及び避難先の判断 二 航行経路からの離脱の判断 三 避難先での出入港作業 四 避難先での離着棧 五 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用方法 </p>			<p>この限りでない。ただし、第七項第三号及び第五号については一回以上</p>

別表第四（第二項の表第九号関係）

<p>1 船舶の航行する海域の特 性に関する事項 一 航行する海域における</p>	<p>訓練項目</p>	<p>講義</p>	<p>訓練方法</p>	<p>二十時間以上</p>	<p>船長</p>	<p>八時間以上（ 第三項第六号 を除く。ただ し、同号の業</p>	<p>甲板部の職員 又は部員</p>	<p>五時間以上（ 第一項並びに 第三項第一号 、第五号及び</p>	<p>船長、甲板部 の職員及び部 員以外の乗組 員であつて輸 送の安全の確 保に関する業 務を行う者</p>	<p>時間数又は回数</p>

気象及び海象並びに危険箇所

二 航行する海域における適用法令

2 輸送の安全の確保のための定め
の遵守に関する事項
運航基準

3 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用
の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項

一 故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順

二 落水及び傷病対応

三 避難及び避難先の判断

務を行う場合については、この限りでない。）

第六号を除く。）

-
- 四 航行経路からの離脱の判断
 - 五 避難先での出入港作業
 - 六 避難先での離着棧
 - 七 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用方法
(実技)
 - 4 輸送の安全の確保のための定め
の遵守に関する事項
運航可否判断
 - 5 発航前の検査に関する事項
発航前検査
 - 6 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項
-

実船実水訓練

-
- 十五回以上。
ただし、第七項第三号から第五号までに
ついては一回以上
 - 五回以上（第四項、第六項第二号及び第七項第四号を除く。ただし、第六項第二号及び第七項第四号の業務を行う場合に
ついては、こ
 - 一回以上（第四項から第六項まで及び第七項第一号から第四号までを除く。）
-

<p> 一 出入港作業 二 離着棧及び操船 三 見張り、航海計器操作及び業務連絡 7 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用 of 支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 一 避難及び避難先の判断 二 航行経路からの離脱の判断 三 避難先での出入港作業 四 避難先での離着棧 五 旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用方法 </p>			<p> の限りでない。 。)。ただし、第七項第三号及び第五号については一回以上 </p>	
--	--	--	---	--

附 則

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和六年国土交通省令第三号）附則第五条第二項の表第一号中欄、第二号中欄及び第三号中欄の告示で定める期間は、三年とする。